

東大阪労働基準監督署発表
令和7年1月30日

東大阪労働基準監督署
電話 06-7713-2025

労働基準法違反の疑いで書類送検

(36協定の締結・届出なく違法な休日労働を行わせた疑い)

令和7年1月30日、東大阪労働基準監督署(署長 的場 由美)は、株式会社大阪正芳(おおさかまさよし)ほか1名を労働基準法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

株式会社大阪正芳(おおさかまさよし) (以下、「被疑会社」という。)ほか1名
本社所在地 大阪府八尾市太田新町
事業内容 古紙卸売業

2 違反条文等

労働基準法違反
同法第35条第1項
同法第119条第1号(罰条)
同法第121条第1項(両罰)

3 事件の概要

被疑会社ほか1名は、労働者1名に、36協定の締結・届出なく違法な休日労働を行わせたもの。

4 その他

関連条文は、別紙のとおり。

関連条文

労働基準法

第三十五条

第一項 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

第二項 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を与える使用者については適用しない。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一号 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第六項、第三十七条、第三十九条（第七項を除く。）、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第一百四十二条第二項の規定に違反した者

第二百一十一条

第一項 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その代表者）を事業主とする。次項において同じ。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。